

兵高教組

## 調査情報

2018年5月8日

3号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

# 週休日の振替、休暇制度などの主な変更点

## 2018年4月から

4月から、休暇制度などについての問い合わせがいくつかありました。学校には、休暇制度等についての周知や「ワーク・ライフ・バランス実現に向けて～教職員のための休暇制度等～」を休暇簿とともに保管することなどが指示されていますが、十分にできているとは言えません。

2018年4月からの、休暇制度等の主な変更点をお知らせします。私たちのこれまでの要求を反映したのものもあります。獲得した権利を行使し、さらによりよいものにしていきましょう。

### 1. 週休日の振替等 事前4週間も可

土・日・祝日等(週休日等)の勤務に対する振替等の指定が、勤務した週休日等から事前4週間および事後16週間になりました。これまでは、割振期間[定められた4週間ごと]内および勤務した週休日等の翌日から16週間後まででした。これまでよりも、事後の期間が1日だけ短くなりますが、事前の期間は最大で27日間長くなります。また、1日の振替等を半日2回として取得できることが明確化されました。

### 2. 子育てのための部分休暇 拡充

学童保育施設への出迎えのための部分休暇ですが、対象となる子の範囲などが変更されました。

対象 小学校1年生の子 → 小学校1～3年生の子

1日あたりの取得時間

1時間以内(30分単位) → 2時間以内(30分単位)

育児時間・介護時間との併用

介護時間との併用のみ可(合計2時間まで)

→ 育児時間・介護時間との併用可(合計2時間まで)

育児時間は給与の減額はありませんが、子育てのための部分休暇および介護時間は給与の減額があります。

### 3. 育児休業・育児短時間勤務の再度の

取得および育児休業の期間の延長 拡充

標記のことを可能とする特別の事情に、対象となる子について、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない」として追加されました。

### 4. 子育て支援休暇の取得日数 明確化

小学校修了前の子が1人ならば5日、2人以上ならば10日の子育て支援休暇を取得可能(1月から12月までの暦年で)ですが、年の途中で、中学校入学等により、対象となる子が2人以上から1人になった場合には、その時点での残日数が5日より多い場合は残り日数を5日とし、残日数が5日以下ならばそれを残り日数とすることを明確化する通知が出されました。

子の人数に応じて付与される休暇で、どの子に対して取得するかという数え方ではないので、1人の子の看護等のみならず年10日の休暇をすべて取得することも可能です。同様に、年の途中で対象となる子が2人以上から1人になった場合、1月からその時点までに、1人になった対象となる子の看護等に5日以上の子育て支援休暇を取得していても、取得日数の合計が10日未満であれば、残りが0日になるわけではありません。

例：2人の子のうち1人が4月に中学校入学の場合

1～3月の取得日数	4月以降の取得可能日数
1日	→ 5日
6日	→ 4日
8日と2時間	→ 1日と5時間45分

### 5. がんに係る通院治療のための病気休暇 拡充

1時間単位の取得が可能になりました。また、1週間につき10時間以内に限り、病気休暇の期間の通算がされません。(いずれも、これまでは人工透析、不妊治療、もしくは妊産婦の1時間単位の病気休暇のみ) 期末手当の在職期間には影響しませんが、勤勉手当の期間率からは除かれます。

**高教組に加入して、一緒に権利の拡充・改善をすすめましょう。**